

留萌市新交流複合施設整備基本計画策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

留萌市都市環境部複合施設推進室

# 留萌市新交流複合施設整備基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の名称

留萌市新交流複合施設整備基本計画策定支援業務

## 2 業務の目的

留萌市役所本庁舎は昭和37年(1962年)に、東分庁舎は昭和42年(1967年)に、西分庁舎は昭和49年(1974年)に建設。比較的新しい分庁舎は平成11年(1999年)に建設ですが、これらの建物は建設後25年から60年以上の経過になっています。

留萌市文化センター及び留萌市中央公民館については、昭和48年(1973年)の建設で既に50年が経過しています。

これらの施設には老朽化が進んでいることと併せ、耐震性能に課題を抱えているところです。

また、将来の人口規模や自治体の財政規模から、公共施設の再編、集約化による適正規模への縮減なども避けて通ることができません。

令和5年4月1日をもってJR留萌本線の石狩沼田・留萌間が廃止となり、地域交通の転換を迎え、地域公共交通の利便性向上に向けた検討も必要な状況となっています。

一方で、旧JR留萌駅裏には船場公園が整備され、道の駅るもいの指定、屋内型の遊戯施設の整備により交流人口が増加しているほか、今後、アウトドア・アクティビティ拠点整備予定であることから、来訪者や集客の空間充実を図ることに期待が寄せられています。

このような背景から、船場公園と駅前周辺エリアのにぎわい創出を視野に入れ、道の駅るもいと隣接する立地条件を活かし、市街地への誘導と賑わいの再生・創出に資する公共施設、さらには公共交通の結節機能等を有する複合的な施設整備を進めるため、令和6年9月に留萌市新交流複合施設整備基本構想(以下「基本構想」という)を策定したところです。

本業務は、この基本構想を具体化し、事業化と進めるため、整備する施設内容や機能、規模、スケジュール、整備費並びに付帯する経費、活用財源、事業手法等を整理し、基本設計へ円滑に移行する条件などを定めた施設整備基本計画作成を目的とするものです。

## 3 業務の概要

業務内容 別紙「留萌市新交流複合施設整備基本計画策定支援業務仕様書」のとおり

履行期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

予算規模 13,200,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)以内とする。

なお、令和6年度から7年度の2カ年の総額であり、令和6年度における支出は行わない。

## 4 業務の担当部署(事務局)

〒0778601 留萌市幸町1丁目11番地

留萌市都市環境部複合施設推進室

電話 0164-56-4708

FAX 0164-43-8778

E-Mail fukugoshisetsusuishin@e-rumoi.jp

## 5 実施の公表

- 公表及び配布方法 留萌市役所庁舎前掲示板及び留萌市ホームページに公表する。  
実施要領、業務仕様書、様式については、留萌市ホームページからのダウンロードによる配布とします。
- 公表年月日 令和7年1月7日（火）

## 6 実施要領等に関する質問

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとします。

審査に関する質問や審査経緯、審査結果に関する質問は一切受け付けいたしません。

また、電話・口頭等による質問への個別対応は一切、行ないません。

- ア 受付方法 質問書（様式8）を添付し、メールにより次下記アドレスあて送信すること。  
E-Mail : fukugoshisetsusuishin@e-rumoi.jp  
※ 件名を「留萌市新交流複合施設整備基本計画等策定業務に関する質問」としてください。
- イ 受付期間 令和7年1月7日（火）から 令和7年1月17日（金）正午まで
- ウ 回答方法 留萌市公式ホームページ による公表とします

## 7 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしている単体企業とします。

- (1) 留萌市令和5・6年度 工事・設計 入札参加資格者名簿のうち分類「建設コンサルタント（都市及び地方計画）」及び「建築設計」に登録されていること。
- (2) 法人格を有し、道内に本・支店等の事業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 留萌市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く）
- (6) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行なう団体でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 過去10年間（平成26年4月1日から令和6年12月1日まで）において、国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む）の庁舎の整備に係る基本計画策定に関する業務実績※を有していること。

※ 国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む）が事務処理に使用する施設の整備に係る建設基本計画（業務名に関係なく、新交流複合施設整備基本計画策定支援業務仕様書に係る業務内容を含むと認められる同種規模のもの）または同等規模の建設基本構想、基本計画策定、設計業務を元請けとして受託した実績があるもの。

類似規模として5,000㎡以上の民間オフィス、文化・芸術ホールの基本設計の策定を元受けとして受託した実績があるもの。

施設には、学校、病院、駐車場棟、清掃施設、下水処理場を除く。

(9) 配置予定技術者については3カ月以上の雇用関係があり、(8)の業務実績を有する業務管理責任者(管理技術者)を配置できること。

業務の目的と内容を理解、把握した上で業務遂行に関して適切な技術者を配置し、業務実施体制においては各々の役割を兼務しないこと。

(10) 業務の一部についての協力会社への再委託を認めます。

この場合には業務の主たる部分を担わせること、業務管理責任者、主任担当技術者を再委託することはできません。

再委託を行なう場合には、協力会社(再委託先)調書兼届出(様式7)を提出してください。この場合においても、この参加資格要件及び11失格規定を適用するものとします。

## 8 応募の手続き

### (1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、アの書類を提出しなければなりません。

ア 提出書類 別紙「スケジュールと提出様式」を参照

イ 提出期間 令和7年1月7日(火)から令和7年1月24日(金)まで 午後5時必着

ウ 提出先 4 業務の担当部署と同様

エ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

オ 提出部数 1部

### (2) 参加資格要件の審査

事務局は、参加表明書を提出した参加表明者について、7に定める参加資格要件を満たすか確認し、企画提案者に選考された者には、令和7年1月28日(火)に、次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付します。

ア 参加資格を満たすと認めた者

企画提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリング実施について

イ 参加資格を満たさないと認めた者

参加資格要件を満たさない理由

なお、参加表明書提出者が多数の場合には選考を行なう場合があります。選考については事務局が実施します。

### (3) 参加資格要件を満たさない理由の説明要求

上記(2)イによる通知を受けた者は、その理由について書面により、市長に対し説明を要求することができます。

ア 要求書類 書面(様式任意)

イ 要求期間 (2)イによる通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は同日必着とする。)

ウ 要求先 4 業務の担当部署と同様

エ 要求方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

オ 回答 書面による要求を受けた日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に書面により回答します。

## 9 企画提案者が提出する書類

8(2)アにより通知のあった者(以下「企画提案者」)は、次に定めるところにより企画提案書等を提出するものとします。

### (1) 提出書類及提案内容

別紙「スケジュールと提出様式」を参照

### (2) 提出期間

令和7年2月3日(月)から令和7年2月20日(木)まで 午後5時必着

### (3) 提出先

4 業務の担当部署と同様

### (4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)のほか、PDFファイルにしたものをE-Mailで提出してください。

### (5) 提出部数

10部

## 10 企画提案の審査

### (1) 選定委員会の設置

企画提案書の審査及び受託候補者の特定を行なうため、留萌市新交流複合施設整備基本計画策定支援業務選定委員会(以下「委員会」)を設置します。

### (2) 企画提案の審査実施

委員会は企画提案者に選考された者に対して、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。選考者には下記について通知します。

- ・実施日時(令和7年2月24日以降を予定)及び会場
- ・実施内容(持ち時間、参加人数、持ち込みできる機材等)

### (3) 受託候補者の選定方法

企画提案者は、委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングに参加するものとします。

受託候補者の選定にあたり、委員会による審査を行ない最優秀提案者及び次点者を選定します。

### (4) 企画提案の審査は各テーマ別に評点化します。

ア 本業務は基本構想を具体化し事業化と進めるため、整備する施設内容や機能、規模、スケジュール、整備費並びに付帯する経費、活用財源、事業手法等を整理し、基本設計へ円滑に移行する条件などを定めた施設整備基本計画作成を目的としています。各テーマの項目をまとめた企画提案を作成してください。

#### テーマ1 基本計画の実施方針などについての提案

項目 ・本業務の実施体制

- ・基本計画の実施方針・計画策定の視点と方向性
- ・基本計画に基づいた業務の工程(タイミング、検討、実施)
- ・基本計画策定に係る検討支援(庁内会議、市民を交えた検討会議、回数、タイミング)
- ・事業手法の検討(各実施業務における契約方法や業務工程の短縮、事業費の縮減など)

#### テーマ2 まちづくりの拠点となる施設整備についての提案

項目 ・適切な施設規模の検討

- ・ICTの活用による窓口サービス提供について
- ・配置予定の機能、兼用機能、セキュリティについて

- ・ホール、多目的ホール、市民交流フロア、行政サービス機能の複合化について
- ・将来における拡張性や転用策について
- ・環境との共存について
- ・ライフサイクルコスト低減に向けて
- ・民間活力の導入について
- ・留萌らしさを表現したデザイン

### テーマ3 施設の配置についての提案

- 項目
- ・建設予定地内における配置（施設、駐車場、公用車庫、取り付け道路）について
  - ・防災対策（施設整備における対策や防災面における施設のあり方、対策）について
  - ・船場公園、道の駅と駅前地区との連携と活性化を視野に「使いやすい訪れやすい施設」とは

#### イ 経費見積額

ウ 企画提案書は文章での表現を原則とし、補完するため概念図、表、イメージ図等の使用については制限を設けません。

#### (5) 企画提案書の評価基準

企画提案内容審査における評価については、「留萌市新交流複合施設整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザル評価要領」により行ないます。

評価点の合計が同点数となる者が2者以上の時は、委員会の合議により順位を決定します。

#### 11 次のいずれかに該当する場合には、企画提案者は失格となる場合があります。

- (1) 提出資料等がこの要領の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) その他、本要領に違反すると認められた場合
- (4) 選定委員会委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められた場合
- (6) 参考見積金額が本要領に示した上限額を超える場合

#### 12 受託候補者の特定及び結果の通知・公表

委員会における審査基準に基づき、受託候補者の特定を行ない、企画提案書を提出した全ての者に対して審査結果を通知・公表します。

- (1) 結果通知書の送付をもって、審査結果の通知とします。（令和7年2月下旬を予定）
- (2) 公表内容と公表方法  
受託候補者名、次点者名及びその他必要な事項とし、留萌市公式ホームページにおいて掲示します
- (3) 審査内容は非公開とし、結果及び経過についての問合せ及び異議申し立ては一切受け付けません。

#### 13 契約に関する事項

##### (1) 受託候補者との協議受託候補者との協議

受託候補者が選定された後、市と受託候補者が協議を行ない合意の上、別紙「留萌市新交流複合施設整備基本計画等策定業務仕様書」を微調整します。

受託候補者が参加表明書の提出から契約締結の間に7の参加要件を満たさなくなった場合、11の規定により失格となった場合には、その者との契約を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とします。

(2) 契約の締結

契約金額は受託候補者から提出の経費見積書記載の金額以内をもって契約金額とします。

契約書の作成を要します。

契約締結日は委託者及び受託者間で協議が整った月日とします。(令和7年2月下旬以降を予定)

(3) 契約保証金

留萌市契約規則第32条の規定に該当する場合、免除します。

(4) 支払条件

完成払いとします。

14 プロポーザル実施の取止め

(1) 取止めの有無

市は、企画提案者が1者以下の場合、本プロポーザルを取り止めることができます。

(2) 通知方法

企画提案者に対し、書面により通知するとともに留萌市公式ホームページに掲載します。

15 参加の辞退

参加表明者が辞退する場合は参加辞退届(様式任意)を早急に 4 業務の担当部署へ提出してください。また、選考された企画提案者が辞退する場合も同様です。

16 その他

(1) 本事業の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(2) 参加表明及び企画提案における書類作成、提出及びヒアリング出席等、本プロポーザルへの参加に要する費用は提出者の負担とします。

(3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

(4) 提出書類の修正等は提出期限内において可能とします。提出された書類は返却しません。

(5) 参加表明書及び企画提案書の審査のため、必要な範囲において複製を作成することがあります。

(6) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しません。

(7) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を遵守しなければなりません。

(8) 参加表明書等の押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用してください。

別紙

スケジュールと提出様式

項目	提出期限等	提出様式
実施の公表（実施要領、仕様書） （説明：実施要領 5）	令和 7 年 1 月 7 日（火）から	
質問受付 （説明：実施要領 6）	令和 7 年 1 月 7 日（火）から 令和 7 年 1 月 17 日（金）正午まで	・ 質問書（様式 8）
上記質問に対する回答通知	令和 7 年 1 月 20 日（月）を予定	
参加表明書の提出 （説明：実施要領 8）	令和 7 年 1 月 7 日（火）から 令和 7 年 1 月 24 日（金）まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加表明書（様式 1）</li> <li>・ 会社概要（様式 2）</li> <li>・ 業務実績調書（様式 3）</li> <li>・ 業務実施体制（様式 4）</li> <li>・ 配置予定技術者調書（様式 5-1、5-2）</li> <li>・ 誓約書（様式 6）</li> <li>・ 協力会社（再委託先）調書兼届出（様式 7）</li> </ul>
参加資格要件を満たさない理由の説明要求 （説明：実施要領 8）	通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は同日必着とする。）	任意様式
企画提案参加資格通知の送付	令和 7 年 1 月 28 日（火）から	
企画提案書の提出 （説明：実施要領 9）	令和 7 年 2 月 3 日（月）から 令和 7 年 2 月 20 日（木）まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画提案書（鏡）（様式 9）</li> <li>・ テーマ別提案書（様式 10）</li> <li>※ テーマ 1 から 3 までは A 3 版 3 枚以内にまとめてください。</li> <li>※ 横書きとします。</li> <li>・ 参考見積書（様式 11）</li> <li>・ プロポーザル企画提案・ヒアリング出席者報告書（様式 12）</li> </ul>
辞退届の提出期限 （説明：実施要領 15）	参加辞退する場合、早急に	任意様式
企画提案プレゼン及びヒアリング （説明：実施要領 10）	令和 7 年 2 月 24 日以降を予定 企画提案参加資格通知と併せて通知	
特定結果の通知・公表 （説明：実施要領 12）	令和 7 年 3 月上旬予定	
契約締結日 （説明：実施要領 13）	令和 7 年 3 月上旬予定	